

別紙 蕨市水道料金システム水準書

第1章 総則

1 基本事項

本書は、蕨市水道事業料金・給水業務委託において使用する新システムの水準を示すものである。本水準書に記載された要求事項は、原則として全て実現すべきものであるが、受託者が代替案を提示し委託者がこれを了承した場合は、要件を満たしたものとする。

また、本仕様書に記載されていない事項であっても、本事業を遂行する上で効果的と考えられる事項については積極的に提案すること。

2 システム構築スケジュール

- (1) 受託者は、本業務契約締結後より速やかにシステム構築の作業に着手するものとする。
- (2) 現行システムからデータを移行し、令和9年4月1日までに水道料金システム（以下「新システムという。」）を本稼働させること。
- (3) 現行システムのデータを全件漏れなく移行すること。データ移行後、各種データの突合作業を実施し、全て同じ結果になることを確認すること。突合結果報告書及びシステム出力帳票等を令和8年12月末までに提出し、委託者の承認を得ること。
- (4) 料金システムの全件のデータ移行を完了し、システム仮稼働を令和9年1月から実施すること。検針データを使用し、全件の料金計算テストを1月度と2月度で行うこと。テスト結果のシステム出力帳票等をそれぞれ月末に提出し、委託者の承認を得ること。（システム稼働前判定を実施し、委託者の承認を得た上でシステムを本稼働させること）
- (5) データ提供については、契約締結後に現受託者と調整のうえ、データ移行作業を進めること。
※ 上記(3)～(5)は原則対応とする。受託者が代替案を提示し委託者がこれを了承した場合は、要件を満たしたものとする。
- (6) データセンター運用の開始は、令和9年4月1日からとする。

第2章 システム仕様

1 ハードウェア

(1) 基本構成

各機器については委託者（市職員）及び受託者が利用することを前提とし、以下の数量・要求仕様を参考に信頼性・安定性・拡張性等を十分確保できる構成を提案すること。なお、データセンターで使用する機器構成及びサーバ構成等については受託者の提案に委ねることとする。

機 器 名	数 量	要 求 仕 様
サーバ	－	・水道電算室内に設置するサーバ機器については既存の19インチラックに設置するため、6U程度に収まる構成とすること。 ・冗長化を図ること ・自動バックアップ機能を有すること ・ウィルス対策を施すこと ・無停電電源装置を装備すること ・サーバはラック搭載モデルとし、ラックコンソール等必要な機器を用意すること ・サーバ及び関連機器の搬入、設置費用を見込むこと ※電算室は2階でエレベータは無し ・24時間保守パック（5年間当日訪問修理）を見込むこと ・共有文書のファイルサーバとして利用できること（容量：1TB以上）
クライアント （デスクトップ機）	10台	・デスクトップ機とすること。 ・Windows11以上とすること。 ・Office LTSC Standard 2024（または同等品）をプリインストールすること。
ネットワーク機器	必要数	・データセンターと水道電算室を接続するネットワーク機器（ルーター）を用意すること。 又、データセンターと水道電算室の通信回線も本見積に含めること。
検針機器	13台	・本体メモリと外部メモリでデータの二重化ができること。 ・セキュリティ対策が取られていること。 ・端末1台につき充電式リチウムイオン電池を2個用意すること。

高速レーザープリンタ	1台	・最大 A3 サイズまで対応できること。 ・プリント速度 60枚/分(A4横)以上とすること。
モノクロレーザープリンタ	4台	・最大 A3 サイズまで対応できること。 ・プリント速度 40枚/分(A4)以上とすること。
メールシーラー	1台	・デュプロ製 PS-300Sと同等製品とすること。

2 ソフトウェア

(1) 基本構成

本事業の対象となるシステム（ソフトウェア）の基本構成については、原則として以下のとおりとし、契約日現在、委託者において稼働している機能と同等以上の機能を有するシステムを導入するものとする。ただし、受託者が提案し、委託者がシステム運用に支障がないと認めた場合は、一部の機能を独立したサブシステムとして設計することができる。

名称	機能一覧
水道料金システム	異動機能、検索・照会機能、受付機能、検針機能、調定・請求機能、収納機能、滞納整理機能、メータ管理機能(下水道使用料についても同様)

3 ネットワーク

原則として既存のネットワークを使用することとする。ただし、本事業開始後において、受注者が既存ネットワークではシステム構築・運用に支障が生じると判断した場合は、発注者と協議のうえ必要な改修を行うこと。

なお、改修に要する費用は本プロポーザルの見積対象外とし、別途協議により決定するものとする。

4 通信回線

受託者は、水道電算室とデータセンターの接続回線として、閉域網（論理的専用回線も可）を受託者の責務で敷設するものとする。なお、既存のネットワーク（水道庁舎内及び電算室）と接続することを前提とする。通信に関しては、VPNワイド相当の閉域網を利用した通信とすること。通信回線の敷設及び利用に係る費用は受託者の負担とする。

第3章 構築・導入業務

1 プロジェクト管理

(1) プロジェクト計画書

受託者は、契約締結後速やかに委託者と協議を行い、システム構築に関するスケジュールを提出すること。また、構築期間内はタスク管理、リスク管理等を行うこと。

(2) プロジェクト責任者等

受託者は、本事業と同規模以上のプロジェクトを管理した経験を持つ人員をプロジェクト責任者として配置すること。また、本業務を計画どおりに遂行するために必要な人員配置を行うこと。

(3) 人員の変更

プロジェクト発足以降に人員を変更する場合は、委託者の了承を得るとともに、変更後の人員が前任者と同等以上の能力・経験を有することを担保すること。

(4) 業務報告

受託者は業務の進捗状況や課題などを委託者に報告すること。また、その他必要に応じて随時会議を開催して委託者と情報共有及び課題検討を行うこと。

2 システム開発

(1) 要件定義

受託者は、現行システムの運用状況及び業務フローを確認し、必要に応じて各業務担当者にヒアリング等を行い、要件定義を行うこと。

(2) 開発

システム設計書に基づき、パッケージソフトウェアのカスタマイズ及び必要なプログラムの開発を行うこと。

(3) 機器設置・セットアップ

システムを構成する機器については、令和9年2月迄に必要な数を仮設置した上、外部テストを実施すること。また、3月中には本設置作業を完了させること。

(4) テスト

開発状況に応じて単体テスト、結合テスト、総合テスト、運用テストを行い、動作確認に万全を期すこと。総合テスト以降のテスト段階においては、必要に応じて委託者の参加を求めること。

3 データ移行

- (1) 現行システムから抽出したデータを新システムに移行すること。移行にあたっては、正確かつ効率的に作業が進められる方法、手順で実施すること。

- (2) 現行システムからのデータ抽出作業は既存ベンダが行うこととし、データの受渡しは市を経由するが、データ抽出に係る費用は、すべて受注者の負担とすること。
- (3) 現行システムデータの提供回数は、最低データ分析用、テスト用、本番用の計3回とするが、受注者が必要と判断する場合は、この限りではない。提供回数については、受注者が既存ベンダと協議し決定すること。
- (4) 提供データ形式は、CSV形式、文字コードはシフトJISとするが、詳細については、受注者が既存ベンダと協議し決定すること。
- (5) 原則として、抽出した現行システムのデータは全て新システムに移行するものとするが、発注者が不要と認めたものについてはこの限りではない。

4 研修・マニュアル整備

- (1) 職員及び水道料金徴収従事者によるシステム操作に支障が生じないよう、受注者は発注者と協議の上で研修計画を作成し、研修（操作説明会）を実施すること。

第4章 保守・運用業務

1 システム稼動条件

システムは、原則として 365 日 24 時間稼動とする。ただし、委託者・受託者協議のうえ稼動停止して支障がないと認めた時間についてはこの限りではない。

2 保守・運用体制

システム稼動開始前に、受託者側の保守・運用体制（対応窓口、連絡先、担当者など）について委託者に報告すること。なお、対応窓口の開設時間は平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分とする。

3 運用業務

(1) 問合せ等対応

委託者側職員からのシステム運用・操作に関する問合せ等に対応すること。また、システム稼動開始直後や年度更新時期は問合せ件数が増加することが見込められるため、十分な体制を整備すること。

(2) 監視作業

システム稼働状況を監視し、パフォーマンス管理、リソース管理、アクセスログ管理等を行うこと。また、監視作業によって検知した問題については、速やかに委託者に報告し、改善提案を行うこと。

4 保守業務

(1) 障害管理

- ① 監視作業等によって障害の予兆を検知した場合は、委託者に報告するとともに、速やかに障害原因を除去するための保守を行うこと。
- ② 障害が発生した場合は、迅速に対応すること。また、復旧後は速やかに再発防止のための保守を行うこと。
- ③ ハードウェア保守において、故障交換したHDD/SSDは委託者に引き渡

すこと。

(2) 改良保守

① システムで使用する全てのソフトウェア（基本ソフトウェア等を含む）に関するバージョンアップ、バグフィックス、セキュリティパッチの適用等については、システム全体への影響を十分に調査・検討し、委託者と協議をした上で必要に応じて行うこと。

② 外部環境の変化（法改正、元号改正、消費税率改正等）に伴う適応保守については、業務に支障が生じないよう迅速に対応すること。